

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年九月十七日から令和四年一月十七日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和三年九月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン天理店  
所在地 天理市嘉幡町六六五番三ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

（変更後） 出入口の数 五箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 変更年月日

令和三年八月十七日

四 届出年月日

令和三年八月十六日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで